

公益財団法人岩手県文化振興事業団第59回理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月17日(木) 午後1時30分～
- 2 開催場所 美術館 会議室
- 3 出席者 理事総数 9名
出席理事 7名
理事長 高橋 嘉行 理事 齊藤 邦雄
理事 熊谷 常正 理事 高橋 廣至
理事 山崎 隆 理事 藁谷 収
理事 泉 裕之
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 佐々木 恵太 監事 田村 均次
- 4 議長 理事長 高橋 嘉行
- 5 決議事項
議案第1号 令和3年度事業計画の変更について
議案第2号 令和3年度収支補正予算について
議案第3号 令和4年度事業計画について
議案第4号 令和4年度収支予算について
議案第5号 公益財団法人岩手県文化振興事業団会計処理規程の全部改正について
議案第6号 文化振興基金資産の処分(一部取り崩し)について
議案第7号 公益財団法人岩手県文化振興事業団の重要な使用人の選任について
- 6 報告事項
報告事項1 職務執行状況について
報告事項2 平泉世界遺産ガイダンスセンター事業運営等業務等の受託について
報告事項3 岩手県立博物館における文化財不適切行為事案の調査結果について

7 議事の経過の要領及びその結果

定刻、総務部総務課長が、理事総数9名のうち7名の出席により、本理事会が定款第35条の規定に定める定足数を満たしており、有効に成立した旨を告げた。次に、本日の決議事項に特別の利害関係を有する理事がいないことを確認した後、開会を宣し、定款第34条の規定に基づき理事長が議長に就任し、議事に入った。

〔決議事項〕

(1) 議案第1号 令和3年度事業計画の変更について

議長は議案第1号を上程し、県民会館ホール課長兼事業課長及び埋蔵文化財センター調査課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(2) 議案第2号 令和3年度収支補正予算について

議長は議案第2号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

埋蔵文化財センターが、野田村から埋蔵文化財の発掘調査面積を7千㎡で受託したのに半分しか調査できなかったのは問題である。市町村から受託する際は、県が主体となって交渉していると思うが、埋蔵文化財センターにおいても委託者に面積等を確認したうえで調査をするようにしてほしい。

【埋蔵文化財センター参事兼調査課長】

今後は、生涯学習文化財課の指導を受けながら進めていきたい。

【理事】

これから、発掘調査面積は減少していくことから、陸前高田市から受託した土器の修復事業のように、多角的な受注ができるよう経験を積んでいくことを期待する。

(3) 議案第3号 令和4年度事業計画について

議長は議案第3号を上程し、別紙議案書に基づき各事業所より説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(4) 議案第4号 令和4年度収支予算について

議長は議案第4号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

文化振興基金による助成は、本来利息収入で運用されるべきものだが、その利息額は400万円程度しか計上されていない。基金審査委員会では、助成に当てるため基金を取り崩すことについて、どのような議論をしているのか。

基金を取り崩していけば、利息は減少していき、文化振興基金の目的が薄れていく。将来的に文化振興基金を増資する計画はあるのか。

【総務部総務課長】

審査委員会は、応募のあった事業が助成要件を満たしているか、申請額が適正かどうかなどを審査いただいている。審査委員会の性質上、基金がどうあるべきかの議論はしていない。

基金の取崩しや増資については、県文化振興課と事業団とが協議すべき事項であり、実際に協議を行っている。県が4年度に立ち上げるアーツコンソーシアムの中で基金のあり方についての調査研究を行うこととしている。

(5) 議案第5号 公益財団法人岩手県文化振興事業団会計処理規程の全部改正について

議長は議案第5号を上程し、総務部総務課主任主査より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

【監事】

金融機関等からの借り入れする場合、借入限度額の設定し、その範囲内で理事長の権限で借り入れを行うのが通例だと思うが、その規定がないといくらでも借りられることになるので、規定が必要かどうか検討してもらいたい。

【総務部総務課主任主査】

前回一時借り入れを行った際は、理事会に借入れの限度額や借入期間を上程し、議決を得て借り入れを行っている。監事指摘の件は、取扱いを整理の上、改正が必要な場合は、規程の一部改正により理事会に上程したい。

(5) 議案第6号 文化振興基金資産の処分（一部取り崩し）について

議長は議案第6号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(6) 議案第7号 公益財団法人岩手県文化振興事業団の重要な使用人の選任について

議長は議案第7号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を挙手を求め諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

〔報告事項〕

(1) 報告事項1 職務執行状況について

別紙資料に基づき、理事長並びに業務執行理事5名より報告があり、これを了承した。

(2) 報告事項2 平泉世界遺産ガイダンスセンター事業運営等業務の受託について

別紙資料に基づき、業務執行理事より報告があり、これを了承した。

(3) 報告事項3 岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案の調査経過等について

別紙資料に基づき、業務執行理事より報告があり、これを了承した。

《質問・意見等》

【理事】

東北地方でほとんど行われてこなかった文化財の保存作業等を、岩手県立博物館が中心となって処理してきたのは評価できるものであり、日本国内の文化財保護の中で適切に位置付けなければならない重要な活動であった。

今回の事件で、岩手県立博物館が果たしてきた役割が否定されることのないように、事業団が受託し保存処理等してきたこれまでの実績を評価して、今後、博物館が中心となって活動できるよう願います。

【理事長】

今の状況の中で、博物館の文化財科学部門において文化財の保存処理等を受託するのは難しい。然るべき時期に再開できるように、県教育委員会とも協議を行いながら体制づくりなどを行っていきたい。

以上をもって議事の全部を終了したので、午後3時45分閉会を宣し、解散した。

以上の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和4年3月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第59回理事会

議 長 印

監 事 印

監 事 印